



平成25年10月30日

【照会先】  
大分労働局職業安定部職業対策課

(担当) 職業対策課長 廣瀬 一郎  
高年齢者対策担当官 大嶋 裕一郎  
(電話代表) 097-535-2090 (内線304)

報道関係者 各位

## 平成25年6月1日現在の「高年齢者の雇用状況」集計結果 ～「希望者全員65歳以上まで雇用企業割合」は全国第2位！～

「定年後の継続雇用対象者を限定する基準」の原則廃止を周知してきた大分労働局（局長：浅田和哉）では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成25年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）の集計結果をまとめ、管内企業において、当該基準を廃止し希望者全員が65歳以上まで雇用する企業の割合が全国第2位でした。平成25年4月1日の改正高年齢者雇用安定法の施行後としては初めての結果の公表となります。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齡法」という。）」<sup>(注1)</sup>では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の定め廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した大分労働局管内従業員31人以上の企業1,409社の状況をまとめたものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は96.2%

##### 【別表1】

- 中小企業は96.1%
- 大企業は98.7%

※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があった。  
(参考) 制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると1.0ポイントの減少

#### 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は大幅増加（全国第2位）

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は1,107社（対前年度差277社増加）、割合は78.6%（同18.7ポイント増加）【別表4】

- 全国平均66.5%（2/3）を12.1ポイント上回る78.6%（3/4）で、全国第2位
- 中小企業では1,055社（同252社増加）79.3%（17.8ポイント増加）
- 大企業では52社（同25社増加）65.8%（同32.5ポイント増加）で、制度改正により大幅に増加、特に大企業は6割を突破し「基準廃止」が多数派。

(2) 「70歳以上まで働ける企業」は272社（同35社減少）、割合は19.3%（同2.9ポイント減少）【別表5】

- 中小企業では265社（同30社減少）、19.9%（2.7ポイント減少）
- 大企業では7社（同5社減少）、8.9%（同5.9ポイント減少）で、中小企業の取組が進んでいる。

### 3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（2,302人のうち、継続雇用された人は1,796人（78.0%）、継続雇用を希望しない定年退職者は473人（20.5%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は33人（1.4%）【別表7-1】

※今回の集計における定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度化の状況、平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間は改正後の状況となっている。

詳細は、次頁以下をご参照ください。

#### <集計対象>

大分県内の常用労働者数が31人以上の企業1,409社

中小企業（31～300人規模）：1,330社

（うち31～50人規模：562社、51～300人規模：768社）

大企業（301人以上規模）：79社

#### （注1）

改正高齢法第9条第1項では、65歳未満の定年を定めている事業主は、①定年の定め廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入のいずれかの「高年齢者雇用確保措置」を講じて、雇用する高年齢者の65歳以上までの安定した雇用を確保しなければならないとされています。

なお、改正高齢法附則第3項の経過措置により、平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で設けていた事業主のみ当該基準を引き続き利用することができます。

※改正高齢法については、別紙を参照してください。

**【集計上の用語の説明】****1. 定年**

定年年齢が職種別に異なる場合は、最も低い年齢を定年年齢としています。定年年齢を従業員が自由に選択できる制度であれば、選択可能な最も高い年齢を定年年齢としています。なお、平成25年から、職種別・選択定年別の定年年齢集計は廃止されました。

**2. 高年齢者雇用確保措置**

改正高齢法第9条第1項では、65歳未満の定年を定めている事業主は、①定年の定め  
の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入のいずれかの「高年齢者雇用確保措置」  
を講じて、雇用する高年齢者の65歳以上までの安定した雇用を確保しなければならない  
とされています。

なお、改正高齢法附則第3項の経過措置により、継続雇用制度の対象者を限定する基準(平  
成25年3月31日までに労使協定で設けていた場合のみ)を引き続き利用することができます。

**3. 継続雇用制度**

既に雇用している高年齢者を、本人の希望によって定年後も引き続き雇用する制  
度で、次のようなものがあります。

- 「再雇用制度」：定年で一旦退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- 「勤務延長制度」：定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

**4. 継続雇用先**

改正高齢法第9条第2項の規定により、定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、  
自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げること  
ができるようになりました。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要です。

**5. 雇用確保措置未実施企業**

改正高齢法第9条第1項の65歳までの雇用確保措置を未実施の企業で、集計上  
2種類あります。

- 「65歳までの雇用確保措置未実施企業」：65歳未満の定年を定めている事  
業主で、①定年の定め  
の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入のいずれ  
かの「高年齢者雇用確保措置」を講じていない企業
- 「就業規則未整備企業」：改正高齢法附則第3項の経過措置により、継続雇用  
制度の対象者を限定する基準(平成25年3月31日までに労使協定で設けてい  
た場合のみ)を引き続き利用する事業主で、就業規則を変更し当該基準を適用で  
きる年齢を明記していない企業

**6. 常用労働者**

1年以上継続して雇用される者（見込みを含みます。）のうち、1週間の所定労働  
時間が20時間以上の者をいいます。

## 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

### (1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は96.2%（1,356社）、51人以上規模の企業で96.0%（813社）となっている。

（参考）制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると1.0ポイントの減少。

（51人以上の規模の企業で2.4ポイント減少）

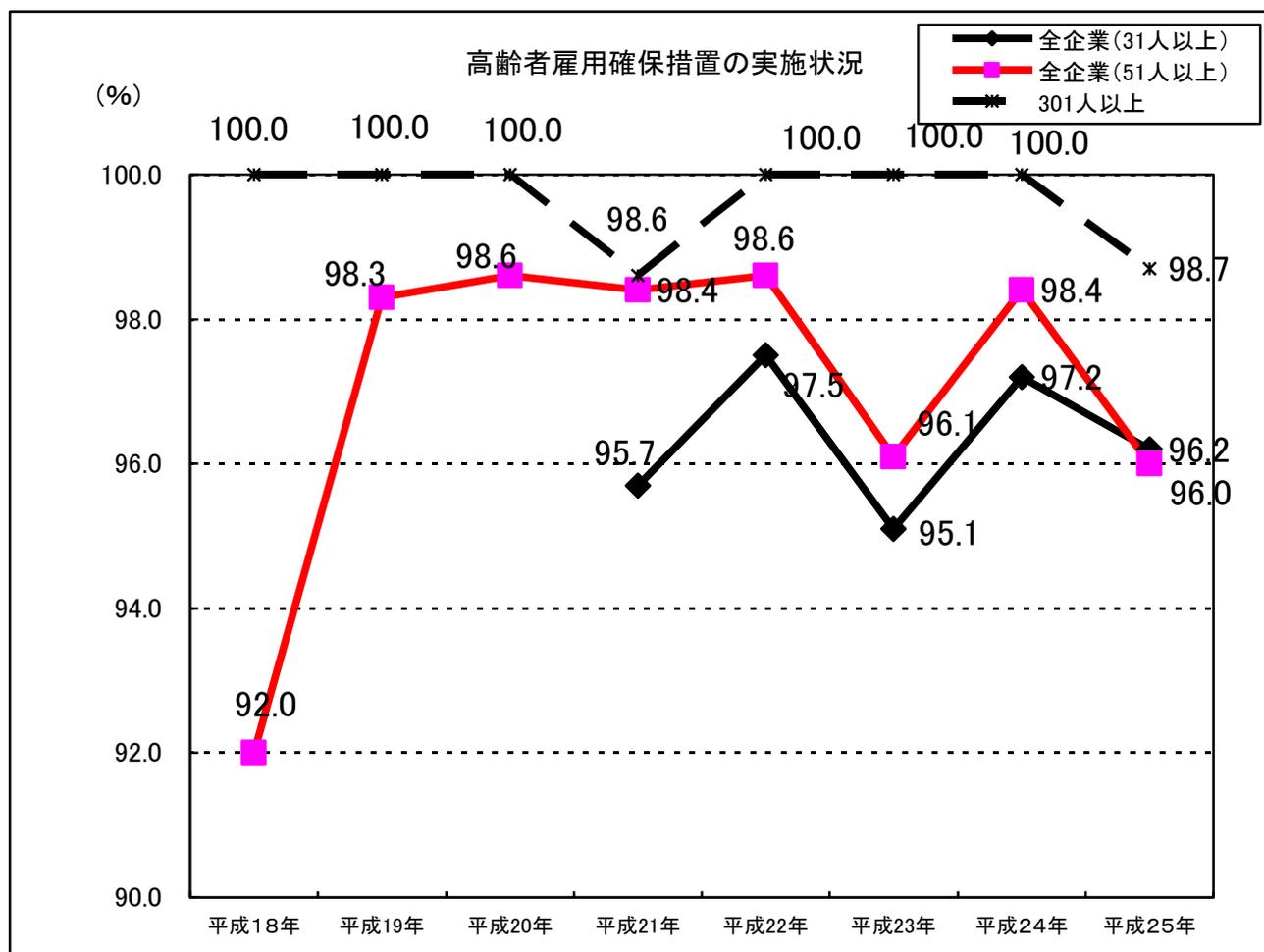
雇用確保措置が未実施である企業の割合は3.8%（53社）（同1.0ポイント増加）、51人以上規模の企業で4.0%（34社）（同2.4ポイントの増加）となっている。

（別表1）

実施済み企業の減少、未実施企業の増加は、平成25年4月の制度改正の影響が大きい。なお、雇用確保措置が未実施である企業のうち、制度改正により廃止された労使協定による継続雇用制度の対象者を限定する基準がある65歳までの継続雇用制度を導入している企業は、39社（全体の2.8%）であった。

### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では98.7%（78社）（前年比1.3ポイント下降）、中小企業では96.1%（1,278社）（同0.9ポイント下降）となっている。

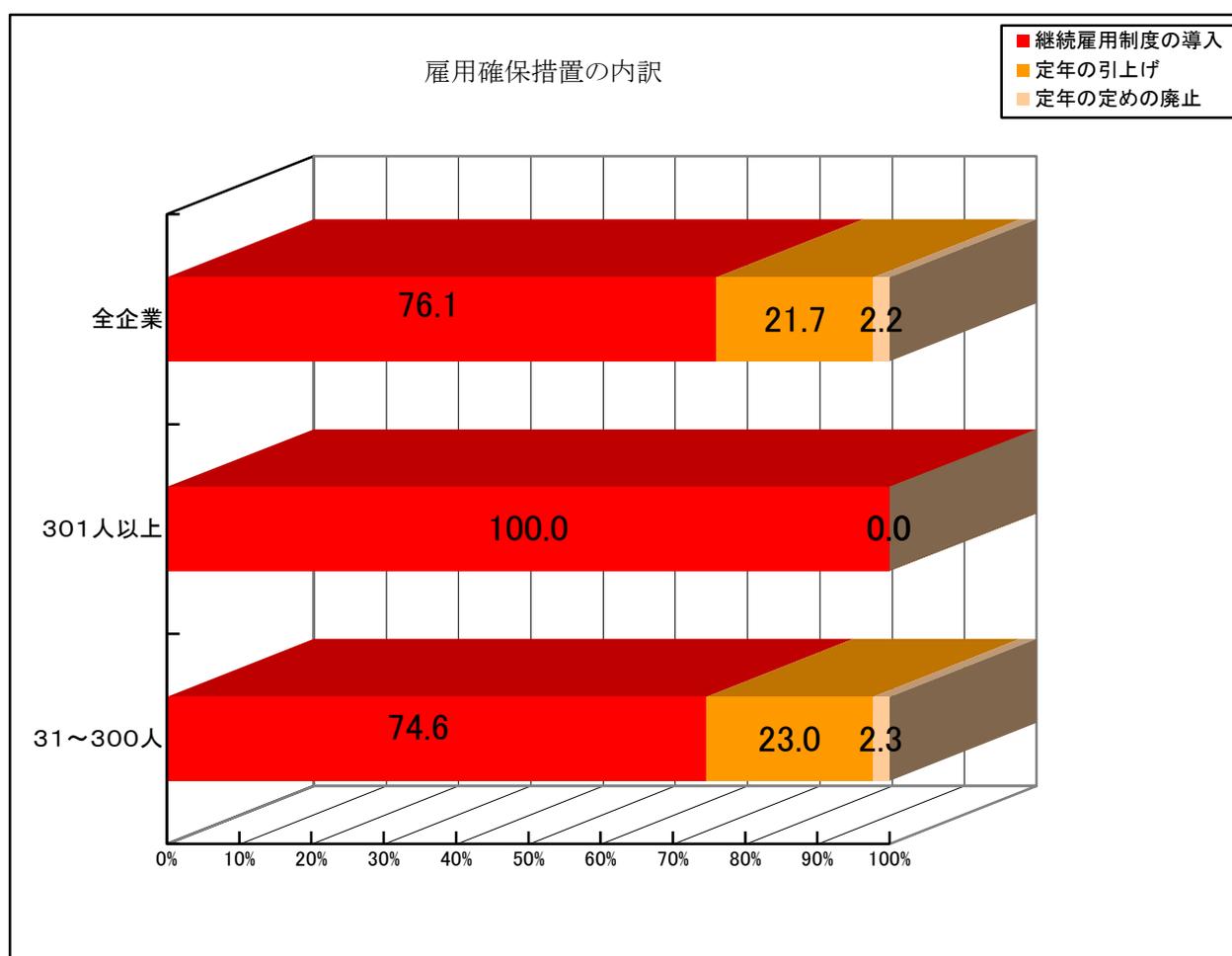


## (3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.2%（30社）（前年比0.4ポイント増加）、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は21.7%（294社）（同1.6ポイント増加）、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は76.1%（1,032社）（同2.0ポイント減少）、

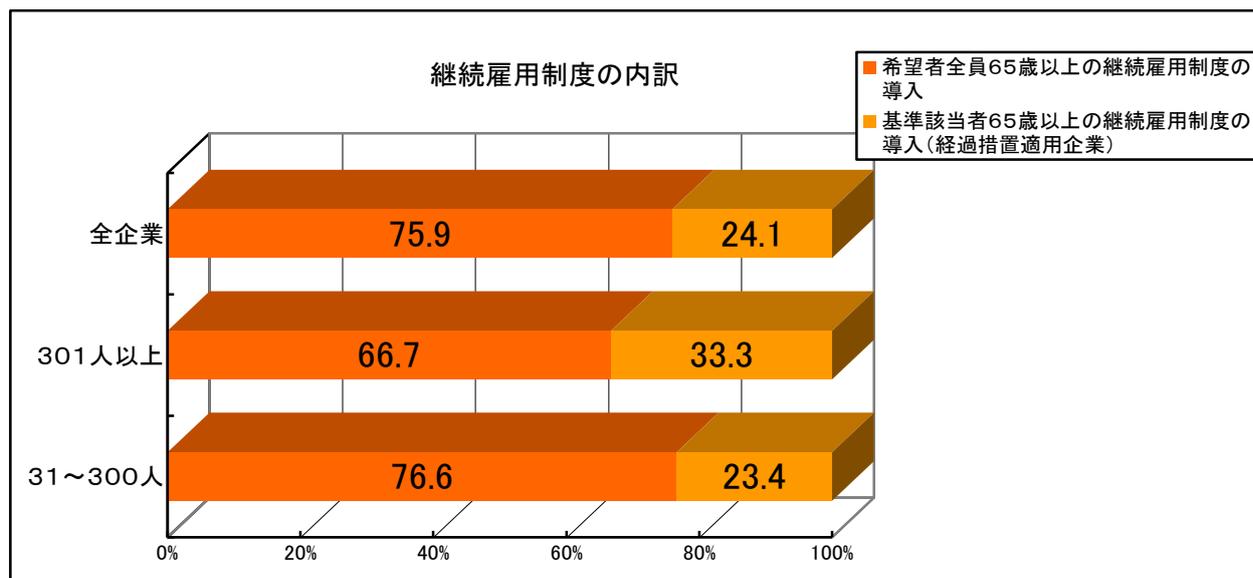
となっており、定年制度改定により雇用確保措置を講じるよりも、定年は据え置き継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。（別表3-1）



## (4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,032社）のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は75.9%（783社）（同21.3ポイントの増加）
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置利用企業）は24.1%（249社）（同21.3ポイント減少）となっている。（別表3-2）



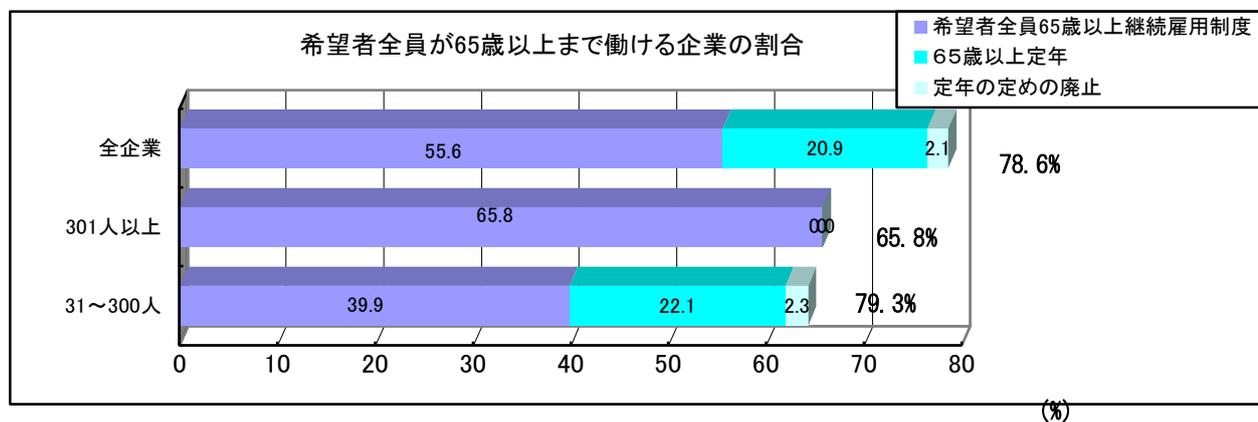
## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は1,107社(対前年差277社増加)、割合は78.6(同18.7ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では1,055社(同252社増加)、79.3%(同17.8ポイント増加)
- ② 大企業では52社(同25社増加)、65.8%(同32.5ポイント増加)、となっており、制度改正により大幅に増加、特に大企業では倍増している(別表4)

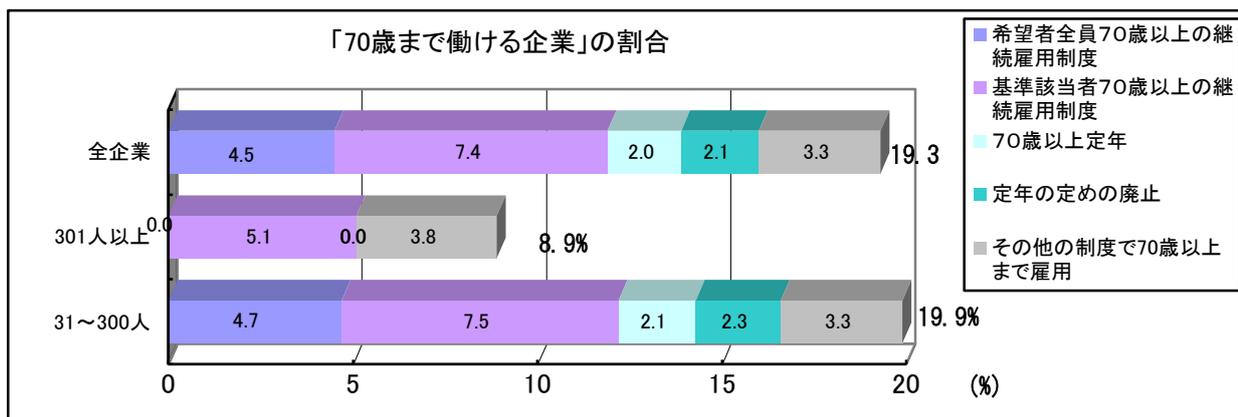


### (2) 「70歳以上まで働ける企業」の状況

70歳以上まで働ける企業は272社(同35社減少)、割合は19.3%(同2.9ポイントの減少)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では265社(同30社減少)、19.9%(同2.7ポイント減少)
- ② 大企業では7社(同5社減少)、8.9%(同5.9ポイント減少)となっている。(別表5)

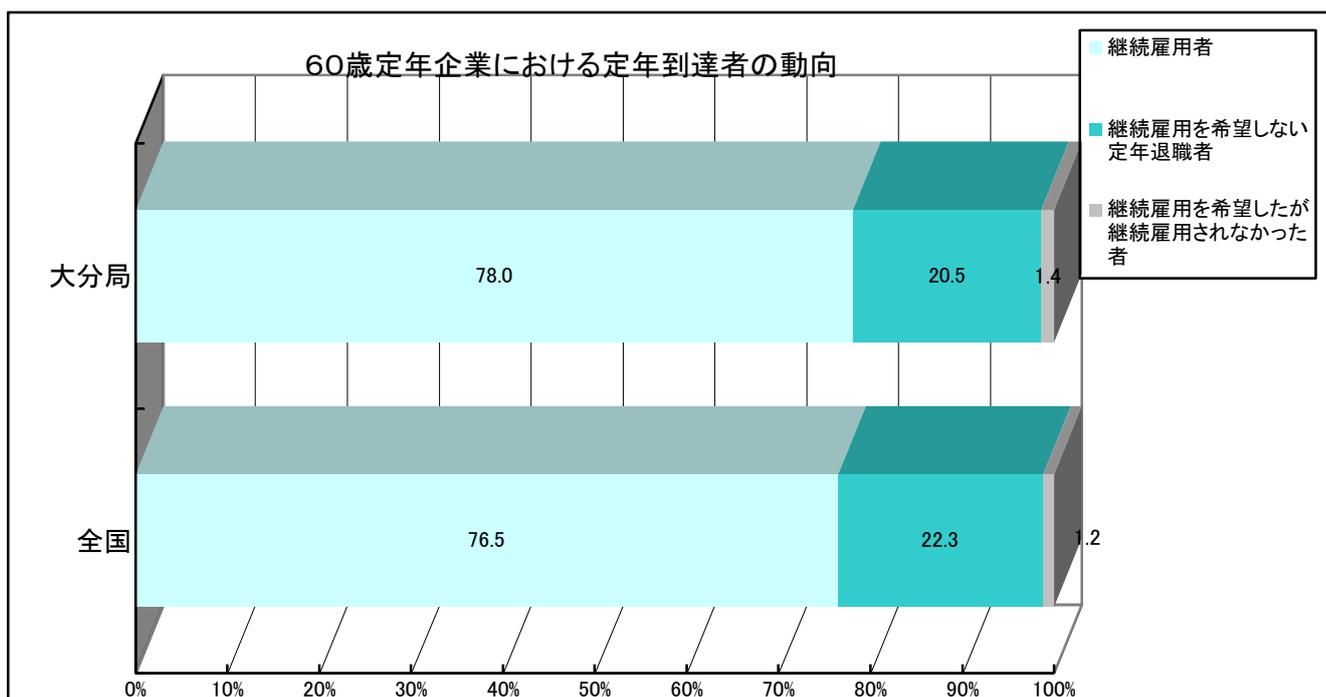


### 3 定年到達者等の動向について

#### (1) 定年到達者の動向

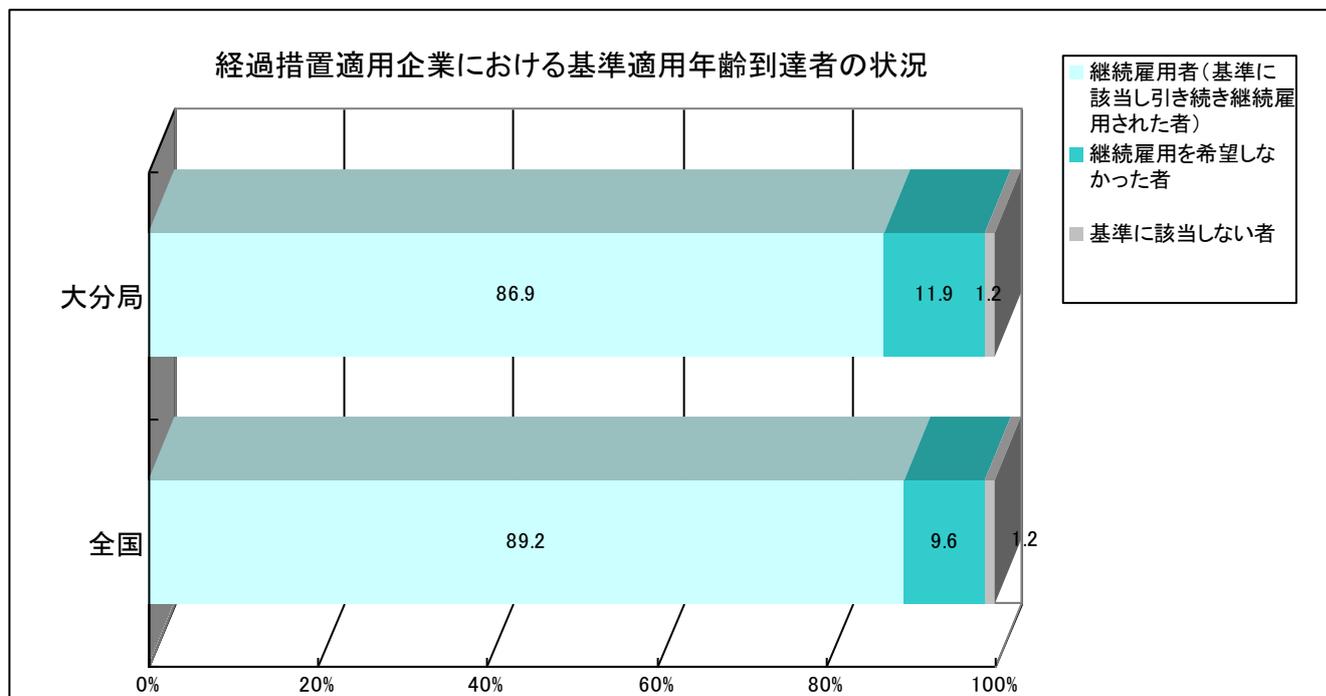
※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったが、定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去1年間(平成24年6月1日から平成25年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(2,302人)のうち、継続雇用された者は1,796人(78.0%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は25人)、継続雇用を希望しない定年退職者は473人(20.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は33人(1.4%)となっている。(表7-1)



## (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61歳)に到達した者(260人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は226人(86.9%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は31人(11.9%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は3人(1.2%)となっている。(表7-2)

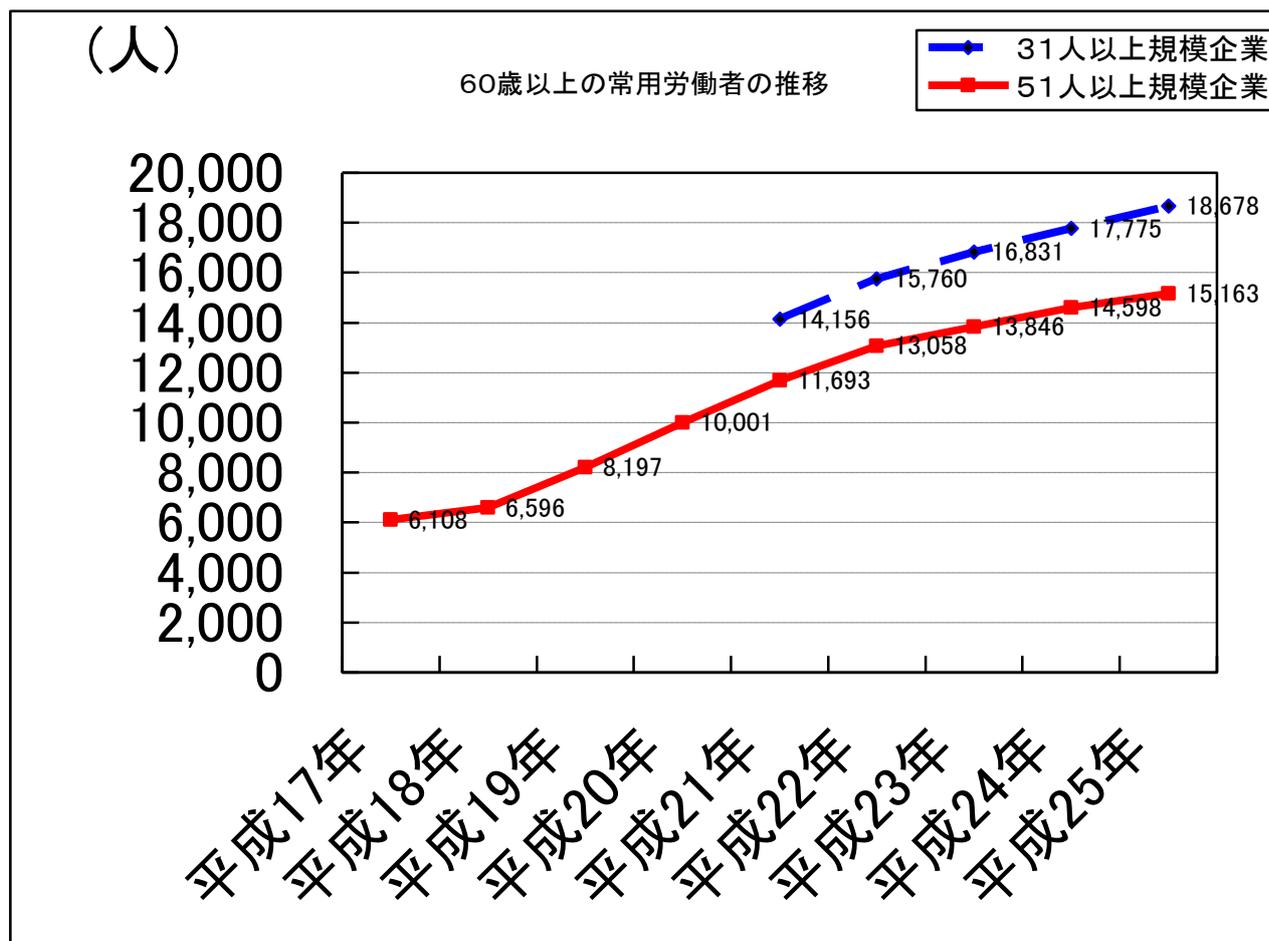
**4 高年齢労働者の状況**

## (1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(177,887人)のうち、60歳以上の常用労働者数は18,678人で10.5%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が12,958人、65～69歳が4,369人、70歳以上が1,351人となっている。

## (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は155,385人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、45,258人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は18,678人であり、平成21年と比較すると、4,522人増加している。(表8)



## 5 今後の取組

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

平成25年4月の制度改正の影響もあり、雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が53社にのぼることから、労働局、ハローワークによる個別指導を強力的に実施し、早期解消を図る。

### (2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	1,278	(1,266)	52	(39)	1,330	(1,305)
	96.1%	(97.0%)	3.9%	(3.0%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	543	(506)	19	(25)	562	(531)
	95.3%	(95.3%)	6.6%	(6.6%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	735	(760)	33	(14)	768	(774)
	95.7%	(98.2%)	4.3%	(1.8%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	78	(81)	1	(00)	79	(81)
	98.7%	(100.0%)	1.3%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,356	(1,347)	53	(39)	1,409	(1,386)
	96.2%	(97.2%)	3.8%	(2.8%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	813	(841)	34	(14)	847	(855)
	96.0%	(98.4%)	4.0%	(1.6%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合						
規模別	31~50人	96.6%	(95.3%)	3.4%	(4.7%)				
	51~100人	95.9%	(97.4%)	4.1%	(2.6%)				
	101~300人	95.5%	(99.4%)	4.5%	(0.6%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	94.7%	(100.0%)	5.3%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合計	96.2%	(97.2%)	3.8%	(2.8%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	90.9%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	9.1%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	98.9%	(95.4%)	100.0%	(97.6%)	1.1%	(4.6%)	0.0%	(2.4%)
	製造業	95.5%	(98.5%)	93.6%	(98.9%)	4.5%	(1.5%)	6.4%	(1.1%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	96.7%	(92.9%)	94.7%	(100.0%)	3.3%	(7.1%)	5.3%	(0.0%)
	運輸、郵便業	96.6%	(97.5%)	97.0%	(100.0%)	3.4%	(2.5%)	3.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	94.4%	(98.3%)	95.1%	(98.1%)	5.6%	(1.7%)	4.9%	(1.9%)
	金融業、保険業	87.5%	(94.1%)	90.0%	(100.0%)	12.5%	(5.9%)	10.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	85.0%	(94.7%)	87.5%	(87.5%)	15.0%	(5.3%)	12.5%	(12.5%)
	学術研究、専門・技術サービス業	96.2%	(70.4%)	87.5%	(88.9%)	3.8%	(29.6%)	12.5%	(11.1%)
	宿泊業、飲食サービス業	94.8%	(96.5%)	97.2%	(94.7%)	5.2%	(3.5%)	2.8%	(5.3%)
	生活関連サービス業、娯楽業	92.9%	(94.8%)	89.7%	(93.5%)	7.1%	(5.2%)	10.3%	(6.5%)
	教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	97.4%	(98.3%)	97.3%	(99.2%)	2.6%	(1.7%)	2.7%	(0.8%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.1%	(98.1%)	98.3%	(98.4%)	0.9%	(1.9%)	1.7%	(1.6%)
	公務・その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	合計	96.2%	(97.2%)	96.0%	(98.4%)	3.8%	(2.8%)	4.0%	(1.6%)

※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

**表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳**

		①定年の定めの廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		合計(①+②+③)	
		(社、%)							
31～300人		30	(24)	294	(271)	954	(971)	1,278	(1,266)
		2.3%	(1.9%)	23.0%	(21.4%)	74.6%	(76.7%)	100.0%	(100.0%)
31～50人		20	(14)	148	(131)	375	(361)	543	(506)
		3.7%	(2.8%)	27.3%	(25.9%)	69.1%	(71.3%)	100.0%	(100.0%)
51～300人		10	(10)	146	(140)	579	(610)	735	(760)
		1.4%	(1.3%)	19.9%	(18.4%)	78.8%	(80.3%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		0	(0)	0	(0)	78	(81)	78	(81)
		0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計		30	(24)	294	(271)	1,032	(1,052)	1,356	(1,347)
		2.2%	(1.8%)	21.7%	(20.1%)	76.1%	(78.1%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計		10	(10)	146	(140)	657	(691)	813	(841)
		1.2%	(1.2%)	18.0%	(16.6%)	80.8%	(82.2%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

「②定年の引上げ」は65歳以上(平成24年は64歳以上)の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上(平成24年は64歳以上)としている企業を、それぞれ計上している。

**表3-2 継続雇用制度の内訳**

		①希望者全員65歳以上の継続雇用制度		②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)		合計(①+②)	
		(社、%)					
31～300人		731	(544)	223	(427)	954	(971)
		76.6%	(56.0%)	23.4%	(44.0%)	100.0%	(100.0%)
31～50人		309	(226)	66	(135)	375	(361)
		82.4%	(62.6%)	17.6%	(37.4%)	100.0%	(100.0%)
51～300人		422	(318)	157	(292)	579	(610)
		72.9%	(52.1%)	27.1%	(47.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		52	(30)	26	(51)	78	(81)
		66.7%	(37.0%)	33.3%	(63.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計		783	(574)	249	(478)	1,032	(1,052)
		75.9%	(54.6%)	24.1%	(45.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計		474	(348)	183	(343)	657	(691)
		72.1%	(50.4%)	27.9%	(49.6%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

**表3-3 継続雇用先の内訳**

	①自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計(①～⑦)
		②自社、親会社・子会社	③自社、関連会社等	④自社、親会社・子会社、関連会社等	⑤親会社・子会社	⑥親会社・子会社、関連会社等	⑦関連会社等	小計(②～⑦)	
31～300人	929	8	7	3	7	0	0	25	954
31～50人	367	2	3	0	3	0	0	8	375
51～300人	562	6	4	3	4	0	0	17	579
301人以上	73	1	0	2	0	0	2	5	78
31人以上総計	1,002	9	7	5	7	0	2	30	1,032
51人以上総計	635	7	4	5	4	0	2	22	657

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

**表4 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況**

	(社、%)									
	① 定年の定め の廃止		② 65歳以上 定年		③ 65歳以上 までの 継続雇用 制度(基準 なし)		合計 (①+②+③)		報告した 全ての 企業	
31～300人	30	(24)	294	(259)	731	(520)	1,055	(803)	1,330	(1,305)
	2.3%	(1.8%)	22.1%	(19.8%)	39.9%	(39.9%)	79.3%	(61.5%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	20	(14)	148	(127)	309	(215)	477	(356)	562	(531)
	3.6%	(2.6%)	26.3%	(23.9%)	55.0%	(40.5%)	84.9%	(67.0%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	10	(10)	146	(132)	422	(305)	578	(447)	768	(774)
	1.3%	(1.3%)	19.0%	(17.1%)	54.9%	(39.4%)	75.3%	(57.8%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	0	(00)	0	(00)	52	(27)	52	(27)	79	(81)
	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	65.8%	(33.3%)	65.8%	(33.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	30	(24)	294	(259)	783	(547)	1,107	(830)	1,409	(1,386)
	2.1%	(1.7%)	20.9%	(18.7%)	55.6%	(39.5%)	78.6%	(59.9%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	10	(10)	146	(132)	474	(332)	630	(474)	847	(855)
	1.2%	(1.2%)	17.2%	(15.4%)	56.0%	(38.8%)	74.4%	(55.4%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年の定め廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上継続雇用」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計(①+②)」に対応している。

**表5 「70歳以上まで働ける企業」の状況**

(社、%)

	(社、%)											
	① 定年の定め の廃止		② 70歳以上 定年		③70歳以上 までの 継続雇用 制度		④ その他の 制度で70 歳以上 まで 雇用		合計 (①+②+③+ ④)		報告した 全ての 企業	
					希望者 全員70 歳以上	基準 該当者 70歳 以上						
31～300人	30	(24)	28	(24)	63	(51)	100	(99)	44	(97)	265	(295)
	2.3%	(1.8%)	2.1%	(1.8%)	4.7%	(3.9%)	7.5%	(7.6%)	3.3%	(7.4%)	19.9%	(22.6%)
31～50人	20	(14)	18	(14)	33	(29)	38	(41)	15	(30)	124	(128)
	3.6%	(2.6%)	3.2%	(2.6%)	5.9%	(5.5%)	6.8%	(7.7%)	2.7%	(5.6%)	22.1%	(24.1%)
51～300人	10	(10)	10	(10)	30	(22)	62	(58)	29	(67)	141	(167)
	1.3%	(1.3%)	1.3%	(1.3%)	3.9%	(2.8%)	8.1%	(7.5%)	3.8%	(8.7%)	18.4%	(21.6%)
301人以上	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(6)	3	(6)	7	(12)
	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	5.1%	(7.4%)	3.8%	(7.4%)	8.9%	(14.8%)
31人以上 総計	30	(24)	28	(24)	63	(51)	104	(105)	47	(103)	272	(307)
	2.1%	(1.7%)	2.0%	(1.7%)	4.5%	(3.7%)	7.4%	(7.6%)	3.3%	(7.4%)	19.3%	(22.2%)
51人以上 総計	10	(10)	10	(10)	30	(22)	66	(64)	32	(73)	148	(179)
	1.2%	(1.2%)	1.2%	(1.2%)	3.5%	(2.6%)	7.8%	(7.5%)	3.8%	(8.5%)	17.5%	(20.9%)

※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

「70歳以上まで働ける企業」は「定年の定め廃止」、「70歳以上定年」、「70歳以上までの継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の合計である。

「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

「報告した全ての企業」は表1の「合計(①+②)」に対応している。

表6 都道府県別の状況					
	(%)				
	雇用確保措置導入企業割合		希望者全員が65歳以上まで		70歳以上まで働ける企業割合
北海道	97.3%	(94.8%)	70.2%	(47.2%)	17.1% (17.2%)
青森	88.1%	(97.5%)	71.4%	(55.9%)	17.6% (19.0%)
岩手	90.2%	(97.1%)	76.9%	(60.2%)	19.3% (18.4%)
宮城	95.4%	(95.6%)	70.7%	(47.2%)	20.2% (17.9%)
秋田	98.9%	(98.3%)	80.0%	(61.2%)	22.5% (18.2%)
山形	90.8%	(97.2%)	63.9%	(45.7%)	14.6% (13.7%)
福島	86.8%	(96.3%)	64.8%	(50.3%)	15.4% (14.4%)
茨城	79.2%	(95.3%)	66.0%	(53.6%)	17.4% (17.0%)
栃木	97.9%	(97.7%)	71.7%	(52.7%)	16.4% (17.1%)
群馬	90.2%	(96.7%)	70.8%	(56.2%)	17.1% (16.8%)
埼玉	93.5%	(98.9%)	74.0%	(53.5%)	18.6% (18.8%)
千葉	92.3%	(95.1%)	69.1%	(50.7%)	24.1% (23.6%)
東京	92.1%	(96.8%)	58.3%	(39.4%)	14.3% (15.3%)
神奈川	92.6%	(98.8%)	66.8%	(46.4%)	17.7% (18.4%)
新潟	95.3%	(98.1%)	72.8%	(56.2%)	14.6% (14.2%)
富山	90.6%	(99.4%)	64.3%	(48.1%)	24.8% (24.0%)
石川	89.6%	(95.6%)	69.5%	(50.6%)	17.7% (16.7%)
福井	92.8%	(99.6%)	68.1%	(57.7%)	17.9% (18.3%)
山梨	94.0%	(95.2%)	67.0%	(46.2%)	16.5% (15.3%)
長野	91.0%	(99.3%)	70.8%	(59.3%)	20.6% (22.3%)
岐阜	94.1%	(99.5%)	76.6%	(59.9%)	21.8% (20.9%)
静岡	97.1%	(98.1%)	74.5%	(55.3%)	20.4% (22.1%)
愛知	94.6%	(97.6%)	66.3%	(49.3%)	22.3% (21.6%)
三重	98.7%	(98.6%)	76.5%	(59.4%)	22.4% (21.3%)
滋賀	92.5%	(99.1%)	66.6%	(48.1%)	16.7% (19.5%)
京都	91.6%	(97.0%)	70.3%	(52.0%)	17.8% (17.5%)
大阪	95.2%	(98.2%)	62.2%	(45.5%)	18.2% (18.5%)
兵庫	90.1%	(96.2%)	64.7%	(47.5%)	16.9% (17.4%)
奈良	87.5%	(96.0%)	70.8%	(56.0%)	22.4% (20.5%)
和歌山	94.9%	(97.7%)	71.2%	(52.9%)	19.9% (19.9%)
鳥取	91.2%	(98.5%)	64.3%	(51.1%)	17.8% (18.0%)
島根	96.9%	(99.4%)	75.5%	(56.6%)	25.1% (23.5%)
岡山	80.8%	(96.8%)	63.1%	(52.6%)	21.5% (20.9%)
広島	93.5%	(96.8%)	70.5%	(52.4%)	19.0% (19.1%)
山口	93.4%	(98.1%)	69.9%	(52.6%)	23.6% (21.5%)
徳島	92.8%	(96.5%)	69.0%	(52.8%)	21.4% (20.9%)
香川	92.1%	(96.3%)	69.1%	(52.2%)	20.4% (18.3%)
愛媛	96.4%	(99.6%)	62.5%	(45.2%)	22.8% (22.1%)
高知	92.4%	(98.8%)	65.5%	(46.9%)	16.0% (14.4%)
福岡	87.1%	(97.8%)	61.6%	(46.2%)	17.1% (17.8%)
佐賀	91.1%	(99.2%)	63.7%	(47.5%)	16.7% (16.7%)
長崎	82.5%	(96.1%)	63.2%	(47.7%)	19.5% (20.2%)
熊本	86.7%	(95.5%)	64.0%	(48.0%)	15.2% (14.5%)
大分	96.2%	(97.2%)	78.6%	(59.9%)	19.3% (22.2%)
宮崎	89.0%	(98.7%)	68.2%	(54.2%)	21.0% (19.7%)
鹿児島	96.0%	(99.0%)	74.3%	(55.1%)	17.4% (18.9%)
沖縄	84.6%	(89.1%)	61.0%	(43.4%)	16.4% (16.6%)
全国計	92.3%	(97.3%)	66.5%	(48.8%)	18.2% (18.3%)

※31人以上規模企業の状況  
※( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

表7-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年による離職者数 (継続雇用を希望しなかった者)		継続雇用を希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望したが 基準に該当しなかったことによる 離職者		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
定年60歳の企業で定年到達者がいる企業等	658	2,302	473	20.5% (20.3%)	1,829	79.5% (79.7%) 100.0% (100.0%)	1,796 (うち子会社等・関連会社等での継続雇用)25	78.0% (78.5%) 98.2% (98.5%)	33	1.4% (1.2%) 1.8% (1.5%)	321
上記のうち女性	349	1,058	230	21.7%	828	78.3% - 100.0% -	813 (うち子会社等・関連会社等での継続雇用)0	76.8% - 98.2% -	15	1.4% - 1.8% -	105

※過去1年間(平成24年6月1日から平成25年3月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

( )内は、平成24年6月1日現在の数値。

「継続雇用者」、「継続雇用を希望したが基準に該当しなかったことによる離職者」の下段の割合は、「継続雇用を希望した者」に対する割合。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表7-2 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

	企業数 (社)	基準適用年齢到達者総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用を希望しなかった者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(61歳)がいる企業	72	260	226	86.9%	31	11.9%	3	1.2%
うち女性	28	93	86	92.5%	7	7.5%	0	0.0%

※平成25年4月1日から平成25年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

表8 年齢別常用労働者数

	年齢計	60歳以上合計		60~64歳		65歳以上 (平成25年はうち70歳以上)			
		人数	比率	人数	比率	人数	比率		
規模企業 51人以上	平成17年	110,127人	(100.0)	6,108人	(100.0)	4,333人	(100.0)	1,775人	(100.0)
	平成18年	117,391人	(106.6)	6,596人	(108.0)	4,573人	(105.5)	2,023人	(114.0)
	平成19年	128,270人	(116.5)	8,197人	(134.2)	5,675人	(131.0)	2,522人	(142.1)
	平成20年	131,813人	(119.7)	10,001人	(163.7)	7,086人	(163.5)	2,915人	(164.2)
	平成21年	137,371人	(124.7)	11,693人	(191.4)	8,353人	(192.8)	3,340人	(188.2)
	平成22年	142,209人	(129.1)	13,058人	(213.8)	9,508人	(219.4)	3,550人	(200.0)
	平成23年	143,174人	(130.0)	13,846人	(226.7)	10,407人	(240.2)	3,439人	(193.7)
	平成24年	146,516人	(133.0)	14,598人	(239.0)	10,791人	(249.0)	3,807人	(214.5)
平成25年	155,385人	(141.1)	15,163人	(248.2)	10,647人	(245.7)	4,516人 (1,044人)	(254.4)	
規模企業 31人以上	平成21年	156,697人	(100.0)	14,156人	(100.0)	10,073人	(100.0)	4,083人	(100.0)
	平成22年	161,555人	(103.1)	15,760人	(111.3)	11,468人	(113.8)	4,292人	(105.1)
	平成23年	163,140人	(104.1)	16,831人	(118.9)	12,561人	(124.7)	4,270人	(104.6)
	平成24年	167,674人	(107.0)	17,775人	(125.6)	13,009人	(129.1)	4,766人	(116.7)
	平成25年	177,887人	(113.5)	18,678人	(131.9)	12,958人	(128.6)	5,720人 (1,351人)	(140.1)

※( )は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)